

大学支援のために「電気法規・電気施設管理」の講師を養成 ～電気学会が電気主任技術者資格認定校の必須科目の講師養成講座を開催～

平成20年1月28日
社団法人 電気学会

当学会は、電気事業法に基づく電気主任技術者資格認定校が必ず開設しなければならない授業科目の一つである「電気法規・電気施設管理」の講師を養成するために、本日、平成20年1月28日から1月30日の三日間で講師養成講座を開催いたします。

当学会のワーキンググループ（主査：深尾 正(当学会元会長，東京工業大学名誉教授)）が昨年行った大学等へのアンケート調査*¹では、「技術の広がりから，専門外の教員が担当せざるを得ない科目がある。」、「非常勤講師を依頼する科目が増える傾向にあるが，非常勤講師を集めるのが困難になりつつある。」とのご意見も寄せられました。

*¹：アンケート調査：送付数363，回答数144

そのようなご意見も踏まえ，当学会の教育支援部会（部会長：西方 正司(東京電機大学教授)）では，特に専門性が高い科目である「電気法規・電気施設管理」については，今後，より一層，非常勤講師のニーズが高まると判断し，講師養成講座を開催することとしました。

非常勤講師の中には，電気保安に関する実務経験はあるものの，体系的な教育を受ける機会がなく，独学の上で非常勤講師を務めているという声も聞くことから，このような講座により，非常勤講師の方の一定のレベルの確保も可能と考えております。

また，このような科目の講師を養成することは，大学等の支援になるとともに，授業の質の維持・向上が期待され，ひいては電気主任技術者を含めた優れた電気技術者の育成にもつながると考えられることから，当学会が果たすべき社会的責任でもあると考えます。

講座の受講者は，当学会が認定したIEEJプロフェッショナル*²の中から，特に電気保安に対する造詣が深い者を中心とした約20名を対象とし，講座の講師は，旧通産省OBで当学会が出版している大学等向けの教科書「電気施設管理と電気法規解説」の執筆者でもある富士原 智氏他に務めて頂きます。

*²：電気学会が，所定の要件(指導，研究等の実績がある，在籍期間が10年以上，等)を満たした会員に対して，付与する資格。

なお，講座の受講者には，当学会会長名での受講証明書を発行いたします。

以 上